

A 中途採用率拡大  
 早期再就職支援等助成金 中途採用拡大コース B 45歳以上の中途採用  
 率の拡大 中途採用計画届の提出について

## 雇用助成金さっぽろセンター

**届出期限を過ぎますと、いかなる場合も計画届の受理はできませんのでご留意願います。**  
**届出期限：中途採用計画の計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から計画の初日の前日まで**

### <届出書類>

1	中途採用計画（変更）届
2	中途採用計画
3	中途採用率算定対象一覧（計画期間前）

※事業主控えが必要な場合は2部作成し提出して下さい。

◎上記申請書類については厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。

様式は添付されているものと同じものを裏面も含めて印刷して利用してください。

### <添付書類>

本計画以前より中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合

A	中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）
B	新規学卒者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等） ※中途採用者に適用される雇用管理制度が新規学卒者に適用される雇用管理制度と異なる場合のみ提出

常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主の場合

C	自社ホームページの写し等の中途採用に係る情報公表の義務を履行していることが確認できる書類
---	--

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

●不正受給防止の観点から、後日の届け出書類の差替えは認められません。

●代理人が申請を行う場合は委任状が必要となります。

●各種申請書類は支給決定された年度の翌年度から5年間の保管が義務とされています。

◆中途採用計画の内容が変更となる場合には必ず事前に連絡をお願いします。（変更届の提出が必要となる場合があります。）

◆中途採用計画の期間は1年間となります。（計画期間を変更することはできません）

◆計画期間の初日の前日から起算して3年前の日において、雇用保険適用事業所（雇用保険被保険者が存在する事業所）でなければ計画届の提出はできません。

～お問い合わせ・申請書類等提出窓口～

〒060-0004

札幌市中央区北4条西5丁目1-4 大樹生命札幌共同ビル3階

「北海道労働局職業安定部職業対策課分室 雇用助成金さっぽろセンター」

TEL：011-788-2294